

電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令  
 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十  
 四号）

改正後	現行
<p>電源装置等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>（構造の工夫）</p> <p>第一条 電源装置等（電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。）、車いす（電動式のものに限る。）、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、交換機、携帯電話用装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり（電池式のものに限る。）、電気歯ブラシ、非常用照明器具又は電動式がん具（自動車型のものに限る。）をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、電源装置等（電源装置等）に使用される密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電圧量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用のものを除く</p>	<p>電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>（構造の工夫）</p> <p>第一条 電動工具、パーソナルコンピュータ、コードレスホン、自動車電話用通信装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、日本語ワードプロセッサ、テレビ受像機（液晶式のものに限る。）、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり（電池式のものに限る。）、電気歯ブラシ又は電動式がん具（自動車型のものに限る。）（以下「電動工具等」という。）の製造の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、電動工具等に使用される密閉形アルカリ蓄電池（機器の記憶保持用のものを除く。以下単に「電池」という。）の再生資源としての利用を促進するため、電池の取り外しが、消費者にとって容易である構造の採用その他の構造の工夫を行うものとする。</p>

。以下同じ。）の再生資源としての利用を促進するため、はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用、密閉形蓄電池の取り外しが消費者又は当該電源装置等の保守点検の事業を行う者にとって容易である構造の採用その他の構造の工夫を行うものとする。

（再生資源の利用の促進のための表示等）

第二条 事業者は、電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他の密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に係る事項の電源装置等及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載を行うものとする。

（安全性等の配慮）

第三条 事業者は、前二条の規定に即して電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進する際には電源装置等の安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

（技術の向上）

第四条 事業者は、電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、必要な技術の向上を図るものとする。

（事前評価）

（再生資源の利用の促進のための表示等）

第二条 事業者は、電動工具等に使用される電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が電池を使用する機器である旨その他の電池の再生資源としての利用の促進に係る事項の電動工具等及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載を行うものとする。

（安全性等の配慮）

第三条 事業者は、前二条の規定に即して電動工具等に使用される電池の再生資源としての利用を促進する際には、電動工具等の安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

（技術の向上）

第四条 事業者は、電動工具等に使用される電池の再生資源としての利用を促進するため、必要な技術の向上を図るものとする。

（事前評価）

<p>第五条 事業者は、電源装置等の設計に際して、電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、第一条及び第二条の規定に即して、あらかじめ電源装置等の評価を行うものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の評価を行うため、電源装置等の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めることとする。</p> <p>3 事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第六条 事業者は、電源装置等の構造、使用される密閉形蓄電池の取り外し方法その他の電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。</p>	<p>第五条 事業者は、電動工具等の設計に際して、電動工具等に使用される電池の再生資源としての利用を促進するため、第一条及び第二条の規定に即して、あらかじめ電動工具等の評価を行うものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の評価を行うため、電動工具等の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めることとする。</p> <p>3 事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第六条 事業者は、電動工具等の構造、使用される電池の取り外し方法その他の電動工具等に使用される電池の再生資源としての利用の促進に資する情報の提供を求められたときは、これに協力するものとする。</p>
---	---